

西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村行動計画です。

行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画です。

【対策の目的】（旧計画から変更なし）

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 2 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

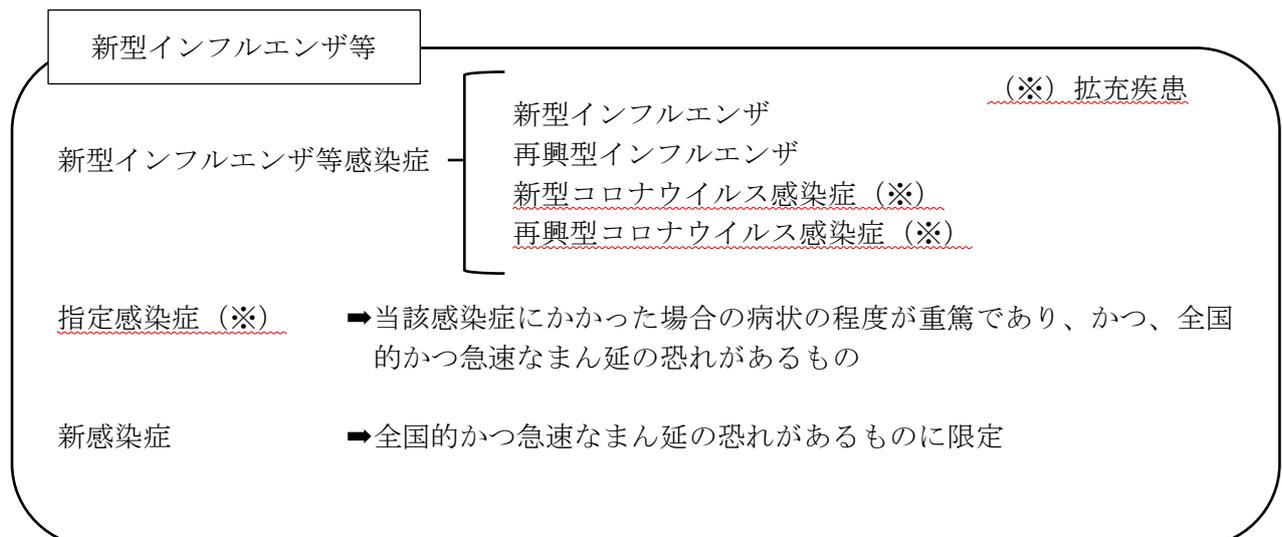
2 改定の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応の検証結果を反映し、政府行動計画・県行動計画が根本的に改定されました。

両計画の改定を踏まえ、本計画を改定し、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指します。

3 政府行動計画・県行動計画を踏まえた改定のポイント

(1) 対象疾患の拡充



(2) 主な改定の内容

項目	旧計画	新計画
発生段階  対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期（4区分） 病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 政府行動計画・県行動計画と同様にリスク評価を行う。
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、 準備期の取組を充実
複数の感染拡大への対応	記載なし	対策の機動的切替え
対策項目	6項目 ①実施体制、②情報収集・提供、③予防・まん延防止、④予防接種、⑤医療体制、⑥市民生活の安定の確保	13項目に拡充し、内容を精緻化 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活及び社会経済の安定の確保 （②、③、⑤、⑧、⑨、⑩は県が主体で実施）

4 各対策項目の主な取組

(1) 実施体制

実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から国、県との情報共有を行い、連携体制を強化する。

有事には、迅速に情報収集を行い、市対策本部において方針を決定する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 行動計画等の改定や体制整備・強化 国及び県等との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市連絡会議、市警戒本部の設置 市対策本部の設置、国及び県の基本的対処方針を基本とした対策の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟かつ機動的な対策の切り替えを検討 県による総合調整への協力 県や他市町への職員の派遣及び応援要請

(2) 情報収集・分析

県が行う情報収集に協力し、得られた分析結果を新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の市の対策方針の決定に活用する。

(3) サーベイランス

県が行う情報収集に協力し、得られた分析結果を市の対策方針の決定に活用する。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【新】

感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">市民等への啓発を含めた情報提供・共有新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有のための体制整備	<ul style="list-style-type: none">感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を市民等へ提供・共有偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応双方向のリスクコミュニケーションの体制整備国からの要請によるコールセンター等の設置	

(5) 水際対策【新】

国や県の水際対策に協力し、市内への病原体の侵入や感染拡大をできる限り遅らせる。

(6) まん延防止

感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び社会経済への影響を最小化するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。

病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、対策の切替えを機動的に行うことで市民生活及び社会経済への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">想定される対策等の周知広報、基本的な感染対策の普及・啓発有事に市民・事業者の協力を得るための理解促進	<ul style="list-style-type: none">県が行う患者・濃厚接触者対応の確認等のまん延防止対策実施の準備に協力業務継続計画に基づく対応の準備	<ul style="list-style-type: none">患者や濃厚接触者への対応、住民に対する要請、事業者や学校に対する要請等、まん延防止対策として実施する県の対策に協力

(7) ワクチン【新】

科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。

県や医療機関と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">流通体制の整備、医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた市民等の理解促進	<ul style="list-style-type: none">国の方針に基づいた接種体制の構築	<ul style="list-style-type: none">流行株の変異状況や副反応等情報に注意しながら、確保したワクチンの迅速な接種

(8) 医療

県の医療提供体制確保のための取組に協力する。

(9) 治療薬・治療法【新】

国や県等が行う有効な治療薬の確保や治療法の確立に協力する。

(10) 検査【新】

県が実施する検査体制の構築等に協力し、流行状況の把握に努める。

(11) 保健【新】

県が実施する健康観察や、日常生活を営むために必要なサービスの提供、パルスオキシメーター等の物品の支給等に協力する。

準備期	初動期	対応期
・県の体制構築等への協力	・県のリスクコミュニケーション等への協力	・県が実施する健康観察及び生活支援への協力

(12) 物資【新】

有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう、感染症対策物資等の備蓄の推進を行う。

準備期	初動期	対応期
・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄 ・定期的な備蓄状況等の確認	・県の感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備への協力	・必要に応じた県の対策への協力

(13) 市民生活及び社会経済の安定の確保

平時から事業者や市民等に必要な準備を行うよう働きかける。

有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

準備期	初動期	対応期
・情報共有体制の整備 ・物資・資材の備蓄等	・事業継続に向けた準備等の呼び掛け	・心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援 ・事業者に対する支援